

タイトル	イングランド及びウエイルズの少年法制(一) : 修復的正義(司法)の視座から
著者	吉田, 敏雄
引用	北海学園大学法学研究, 40(1): 47-72
発行日	2004-06-30

イングランド及びウェイルズの少年法制 (一)

——修復的正義(司法)の視座から——

吉  
田  
敏  
雄

イングランド及びウェイルズの少年法制 (一)

目次

序・権威的修復的正義(司法)と民主的修復的正義(司法)

第一節 イングランド、ウェイルズの少年法制小史

## 序・権威的修復的正義(司法)と民主的修復的正義(司法)

イングランドにおける「修復的正義(司法)」の研究・実践の先駆者の一人であるM・ライトは、修復的正義(司法)を「権威的」修復的正義(司法) (“authoritarian” restorative justice)と「民主的」修復的正義(司法) (“democratic” restorative justice) つまり共同体に基盤のある修復的正義(司法) (community-based restorative justice) を両端とする尺度から考察することの有益であること、イングランド、ウエイルズの近時の刑事立法が前者に傾いていることを論じた。<sup>①</sup>

M・ライトによると、権威的修復的正義(司法)は、基本的に、父権主義的であって、何が人々の最善なのかは当局が知っているということから出立する。その特徴は、第一に、決定が当局(裁判所、保護観察官、裁判所調査官)によつて下され、被害者―犯罪者―調停も、非政府組織がほとんど関与することなく、当局によつて組織されがちであること、被害者は同意を求められるにすぎず、紛争解決への主体的関わりが認められないこと、これに「迅速な裁判」という要請が加わると、当局が修復的命を下さる前に必要な被害者意見聴取が極めて短時間で済まされてしまう。

第二に、補償(reparation)が狭く解釈され、被害者と犯罪者の話し合い過程よりも結果に力点がおかれること、したがって、当局が自らよかれと思うことによつて決め、被害者の要求や、犯罪者が最善の行いとして何ができるかは二次的意味しか持たないこと、犯罪者には補償を申し出る機会が与えられるのではなく、補償をすべきとの命令が下されるのである。被害者―犯罪者―調停は一つの可能性としてあるだけで、しかも、裁判所が補償の方法としてその命令を下した後のことである。

第三に、被害者よりも、犯罪者、犯罪に焦点が合わせられ(「片面的」修復的正義(司法))。“unilateral” restorative

justice)、しかも懲罰的であることにある。被害者と犯罪者が適切な紛争解決策であるとして合意に達した結果ではなく、犯罪との比例が強調されるので、時としてその合意の有効性が否定されること、被害者―犯罪者―調停によって得られる被害者の利益は望ましいが、副産物にすぎないと見られること、修復的正義(司法)は、犯罪者が自分の行為の結果に正面から向き合う「厳しい」過程であり、「犯罪者」の恥じ入らせ過程が強調され、又、比較的軽い犯罪や少年犯罪者に限定され、しかも、別の非拘禁制裁の代わり(又はそれに加えて)に用いられるのであって、拘禁制裁の代わりに用いられるのではないことである。

権威的修復的正義(司法)は、犯罪者には厳しく、手続きは迅速にという点で、伝統的刑事司法の要請には応える。しかし、被害者―犯罪者―調停に参加するか否かの判断を下すのに十分な時間が被害者には与えられないし、その仲介者にもその準備をするための十分な時間が与えられない。

これに対して、民主的修復的正義(司法)の特徴は、第一に、これを実践するシステムはできるだけ生活共同体に基盤がおかれるということである。このシステムは、子ども、少数民族所属者、不法移民、精神障害者、犯罪者を含めて、すべての人に敬意を表する。強制は最後の手段であって、自発的方法が原則である。説得と力を付けることが大事である。このようなシステムは英国人が言う「草の根(grass roots)」、ドイツ人が言う「市民に近く(bürgerlich)」そしてヨーロッパ連合が言う「補充性(subsidiarity)」「(権限を地域に移譲する原則)のシステムに近い。人々は、自分に為されるあるいは自分のために為されるよりは、自分で物事を行うように奨励されるべきである。

第二に、被害者、犯罪者、それらの家族、支援者、そして生活共同体が自らの問題の解決に最大限に関与すること、結果ばかりでなく、被害者と犯罪者間のコミュニケーション過程が重視されるべきこと、裁判所は監視の役割を果たすこと、つまり、公正な手続きと協定を保障する。

第三に、補償(reparation)は、犯罪者の修復への真摯な気持ちを生かすために、広く理解されるべきこと、修復的  
行いは、それが不愉快さを与えるから選択されるのではなく、有益であることと並んで、犯罪者がなしうることだか  
らこそ選択される。

第四に、共同体の者が調停や相談会において積極的役割を果たすこと、非政府組織(NGO)がそれを担うことが  
最も「民主的」であること、尤も、その組織の運営には公的機関の代表者からなる委員会が必要だとも考えられ、又、  
中央政府、地域自治体からの資金援助が必要であること、犯罪者の年齢や犯罪類型による限定は為されないこと、専  
ら参加者の安全という観点からの限定だけが許されることにある。

M・ライトは、一九九八年制定の「犯罪及び公共道徳違反法」について、裁判所ではなく、地域公共団体や警察に  
よる一般的犯罪予防戦略に重点がおかれており、これがうまくいけば、犯罪被害者は減少することになるが、しかし、  
犯罪が行われた後は、「補償命令」に見られるように、犯罪被害者には第二次的地位しか認められておらず、被害者―犯  
罪者―調停も一つの可能性としてしか認められていない、つまり犯罪被害者、犯罪者の自律性への配慮が欠けている  
として批判するのである(後述第五節参照)。さらに、M・ライトは、一九九九年制定の「少年司法及び犯罪証拠法」  
が導入した「委託命令」についても、その目的は少年犯罪者と協定を結ぶことにあり、この点で「補償命令」ほどに  
は権威的ではないが、犯罪被害者は出席が「許される」にすぎないとして批判する(後述第六節参照)。

本稿の目的は、上述した問題意識から出立して、イングラランド、ウェイルズの近時の少年立法をやや詳細に検討し、  
そこから、我が国における「改正」少年法立法作業のための、警鐘を含めた有益な示唆を得ようとするところにある。

## 第一節 イングランド、ウエイルズの少年法制小史<sup>(2)</sup>

イングランド及びウエイルズの少年司法制度は一九世紀の社会改革運動から生じたのであるが、それは、ちょうど保護観察が禁酒運動から発展したのと似た現象であった。一九世紀に、社会改良家は、少年を危険と搾取から保護するために、少年が司法手続きにおいても刑罰においても成人とは別に扱われるべきであること、孤児や貧困者を支援する施設が必要なことを主張していた。社会改良家の一人であるM・カーペンター (Mary Carpenter) は、三つの種類の施設、つまり、恵まれない者のための自由学校 (free school) 、浮浪児、物乞いのための職業学校 (industrial school) 、そして犯罪少年のための矯正院 (reformatory) の必要性を訴えたのである。

すでに、一八三八年に、少年専用のパークハースト刑務所 (Parkhurst Prison for Boys) が設置されていたが、一八五四年には「少年犯罪者法 (Youthful Offenders Act)」が制定され、矯正院 (reformatory) が設置された。ここには、一六歳未満の少年が二年ないし五年の拘禁制裁に服役した後に收容された。一八五七年には「職業学校法 (Industrial Schools Act)」が制定され、職業学校 (industrial school) が設置された。ここには、七歳以上一四歳以下の少年で、浮浪罪を犯した者が一五歳まで收容可能だった。職業学校は当初数年の間教育制度の一部であったが、一八六〇年代までには、矯正院と同じく、内務省の管轄に入れられた。

M・カーペンターの、子供は大人とは異なった扱いをされるべきだという主張が受け入れられることにより、一時代が画されたことになる。矯正院と職業学校の整備により、予期せぬことだったが、施設に收容される少年が激増することとなったのである。一八五〇年代後半には、二千名強の少年が四五の矯正院に收容されていたが、これが一八七〇年には六五の矯正院に約七千名が收容されるに至った。イングランド、ウエイルズでは後にも繰り返されること

になるのだが、ここに、福祉主義が意図せずして懲罰的結果をもたらさうることを垣間見ることができるのである。世紀の変わり目頃には、矯正院収容に先立つ拘禁執行は廃止された。その背景には、それほど画一化されない学校環境、そして規律・しつけよりもむしろ教育の役割を強調する一般的傾向があった。一八八〇年代には職業学校の方が数において勝り、一九一五年に頂点に達した後、下降線をたどった。

一八九〇年代に、内務大臣アスキス (H・H・Asquith) は、H・グラッドストーン (Herbert Gladstone) 委員会とG・ラシントン (Sir Godfrey Lushington) 委員会を設け、刑罰制度を調査させた。前者は、刑務所組織を調査し、特に少年受刑者の場合に、刑務所における刑罰と平行した「治療 (treatment)」の必要性を強調し、後者は、矯正院と職業学校を調査し、拘禁刑に代わるもの、特に少年犯罪の矯正策の一つとしての教育を強調した。両委員会ともに少年に対しては大人と異なった対策が重要であることを認識していたのであるが、前者が刑罰に傾き、後者が福祉に傾くのである。

世紀の変わり目までに、各地に少年事件法廷 (juvenile court) が整備されていた。一九〇六年に自由党政権が誕生し、実質的改革が押し進められることとなった。保護観察は法的に整備される前にすでに実施されていたのであるが、一九〇七年に「犯罪者保護観察法 (Probation of Offenders Act)」が制定された。一九〇八年には、「子ども法 (Children Act)」と「犯罪予防法 (Prevention of Crime Act)」が制定された。「子ども法」は、一四歳未満の子供の刑務所収容を禁止し、一四歳、一五歳の子供には裁判所が「手に負えない」と判断した場合にのみ刑務所収容を可能とした。同法は又少年事件法廷の法的整備を図った。少年事件法廷は刑事事件ばかりでなく、物乞い、浮浪も扱ったが、本質的には刑事裁判所だったのである。

「犯罪予防法」は、それまでも非公式に存在したのであるが、今度は正式に法律により、一六歳から二二歳の少年で、

犯罪癖のある者、又は犯罪癖のある者と交際している者を收容する非行少年再教育施設 (borstal) を設置した。その目的は改善 (reformation) と訓練 (training) にあった。そしてそれは体育、道德教育、産業訓練を手段とするものだった。<sup>(2a)</sup>

第一次世界大戦中は少年犯罪が激増した。一九一三年には、約三万七千名の少年が訴追されたが、これが一九一七年には五万名を越えたのである。矯正院や職業学校は過剰收容状況に立ち至った。一九二〇年までには、保護観察に付された者およそ千名の約八〇%を二一歳未満の者が占めたのである。

一九二〇年代始めには、多数の非行少年再教育施設で虐待行為が行われているとの報道がなされ、人々の不安を駆り立てた。一九二五年に内務省内に少年犯罪者処遇委員会 (メラニー委員会) (the Melony Committee) が設けられた。その委任事項は広く、二一歳未満の少年犯罪者の処遇、及び貧困な環境の故に「保護と訓練」を必要とする者の処遇を調査することだった。同委員会は、少年事件法廷の維持に賛成し、治安判事には、少年の家庭環境、病歴を始めとすることができるだけ完全な情報が与えられるべきだと勧告した。この時点では、関心は依然として少年犯罪者の「福祉 (welfare)」、「治療」にあったのである。

メラニー委員会の提言を受け容れた一九三三年の「子ども及び少年法 (Children and Young Persons Act)」は、少年司法制度が成人とは別個のものであること、少年の福祉を促進すべきであることを再確認し、矯正院と職業学校に代えて犯罪少年收容施設 (Approved School. 正式の名称は School approved by the Secretary of State) を設置した。これは一九六〇年代の終わりまで存続した。

一九三六年に、非行少年再教育施設制裁の対象年齢は二二歳に引き上げられたものの、両大戦間には、刑務所数は減少したし、非行少年再教育施設によっては閉鎖するところもでてきた。保護観察が頻用されることになった。後に、



この時代は、英国が刑務所改革運動の世界的中心にいたと評されるほどだった。非行少年再教育施設はこの時代に頂点を迎えた。それはボーイスカウト精神を実践した、つまり、戸外の仕事、サマーキャンプ、身体的躍動感を与える環境、都会の犯罪汚染から離れた場所、こういったことが自尊心、自信を植え付けると考えられた。しかしその名声は第二次世界大戦後急速に落ちたのである。

一九三〇年代から四十年間、少年司法では、力点の置き所に変遷が見られたものの、「福祉主義(welfarism)」が支配した。一九三八年から一九四五年にかけて、起訴可能な認知犯罪が六九%増加し、間もなく、刑務所被收容者も増加し始めた。少年犯罪の増加によって、慈善団体や地域公共団体が提供する收容施設に依存しているシステムに内在する難事が明らかになった。一九四四年に設置された「犯罪者の処遇に関する諮問会議(Advisory Council on the Treatment of Offenders)」は少年を刑務所に送り込むことの愚かしさを強調し、戦後の労働党政権の下で一九四八年に制定された「犯罪司法法(Criminal Justice Act)」は刑務所收容を制限したのである。同法は又、少年拘置所(remand centre)、青少年保護育成センター(attendance centre)を導入し、保護観察簡易宿泊所(probation hostel)を支援し、体罰を廃止した。しかし治安判事協会は短期の拘禁制裁を要求していたところ、労働党政権はこれを受け容れたのである。同法は、短期少年院收容命令(detention centre order)を導入した。それは厳しい労働を最小限の娯楽と結びつけた短期の不快な制裁だったのであり、一九七〇年代の「短期の、強烈な衝撃(short, sharp shock)」実験と似ていなくはない制裁だった(尤も最初の短期少年院はようやく一九五二年に開設された)。少年福祉の重視は一九四八年に制定された「子ども法(Children Act)」にも見られる。「子ども保護委員会」の報告を基に、同法は、犯罪少年收容施設(approved School)に面倒を見てもらえない子どもを犯罪少年とともに收容することを止め、地域公共団体に子ども局(Children's Department)を設置させ、自前で收容施設を開設させ、さらに、里親、養子縁組を

監督するための専門職員を配置させたのである。これが最初の、専ら子どもを対象とする専門ソーシャルワークサーヴィスだったのである。

戦後、認知少年犯罪は増加の一途をたどった。犯罪少年収容施設は、起訴された常習少年犯罪者にうまく対処できないのではないかという指摘がなされるようになった。

一九五六年に、少年事件法廷の現状を調査するために設置されたイングリビー (Ingleby) 委員会は、一九六〇年に報告書を提出し、少年事件法廷の機構を擁護すると同時に、非犯罪化を促進する少年司法の方法として既設の子ども局 (Children's Department) を基盤とした地域自治体のソーシャルワーク制度の発展を促した。同委員会は、刑事責任年齢を八歳から一二歳、場合によっては一三歳又は一四歳に引き上げること、それ以下では福祉手続きに則ることを提案した。一九六三年の「子ども及び少年法」は妥協して刑事責任年齢を一〇歳に引き上げた。

少年司法における福祉主義は一九六〇年代の労働党政権 (一九六四年—一九七〇年) の下で積極的に推進され、その後半にその頂点に達した。労働党は恵まれない子供と墮落した子供の区別を曖昧にし、少年犯罪者を刑事手続きよりも保護の対象とする政策を促進した。その一般的な目的は少年犯罪者の刑事司法システムからのダイヴァージョンであり、どうしても必要な場合には、訴追するもの、それは処罰するよりも「保護」、「治療」するためである。

労働党政府はイングリビー委員会の微温的態度に納得せず、ロングフォード卿 (Lord Longford) を座長とする調査会を設置した。その報告書は、若年者は刑事手続きに直面するべきでないという観点から、少年事件法廷の完全廃止を提案した。その代案は、子ども、その親及び新たに設けられる「ファミリーサーヴィス」の間で行われる非司法的相談であった。次いで、二つの白書が刊行された。白書『子供、家庭及び少年犯罪者 (The Child, the Family and the Young Offender)<sup>(3)</sup>』はロングフォード報告を大幅に取り入れ、家庭評議会とか家庭裁判所の設置、少年事件法廷

の廃止を提案したが、これは法律家、治安判事、保護観察官の支持を得られなかった。これに対して、白書『苦境にある子供 (Children in Trouble)<sup>(4)</sup>』の提案は一九六九年の「子供及び少年法 (Children and Young Persons Act)」で実現を見た。犯罪少年収容施設 (approved school) や一九四八年の「刑事司法法 (Criminal Justice Act)」で設置された少年拘置所 (remand centre) や短期少年院 (detention centre) が廃止され、それに代わって、非行少年収容教育施設 (community home) が設置された。少年事件法廷は維持された。刑事責任年齢は一四歳に引き上げられることになった。保護 (care) が刑事手続きに優先した。裁判手続きにのる事案は限定された。一〇歳以上一四歳以下の少年には、「保護手続き (care and protection proceedings)」が設けられたが、親ならするものと当然期待できる保護・指導が当該子供にはなされそうもないとの証明が必要だった。一四歳以上一七歳以下の少年には刑事手続きが可能であるが、警察には、治安判事に訴追する前に、地域公共団体の子ども局と相談する義務があった。その意図は、少年事件法廷が福祉提供機関たるべきであり、又、「最後の手段たる機関」でもあるべきだということだったのである。

短期少年院 (detention centre) や非行少年再教育施設 (borstal) の段階的廃止、新しい形態の介入、つまり中間処遇 (intermediate treatment) の導入も立法されたことは刑務所制度が伝統的福祉主義から嫌悪されたことに起因するものだった。しかしこの法律が施行される前の一九七〇年に、保守党への政権交代が生じた(一九七〇年—一九七四年)。新保守党政権は当該立法の重要部分、とりわけ刑事責任年齢の一四歳への引き上げ、一七歳未満の者の拘禁廃止を実行するつもりのないことを宣言した。少年司法における大変革は生ぜず、従前通り、少年事件法廷は、福祉機関 (welfare tribunal) としてではなく、「少年刑事裁判所 (junior criminal court)」として機能した。一九七四年に、労働党は政権(一九七四年—一九七九年)に復帰したが、もはや一九六九年の「子ども及び少年法」を完全実施する

ことはなかった。一九七〇年代を通して見ると、社会福祉指向の保護手続きは殆どとられることなく、一層懲罰的処分がとられることになった。例えば、拘禁刑に処せられた者は、一九七〇年に約三千名だったのが、一九七八年に七千名強に上昇した。この間の悲劇は、現実には、少年刑事司法はますます厳格になっているのに、一般の人々はそれがますます軟弱になっていると思いきまされたところにある。

一九六九年の「子ども及び少年法」は、その一部分しか実現に移されなかったのであるが、それにもかかわらず、一九七〇年代のイングランド、ウェイルズが抱える少年犯罪、少年司法問題の「贖罪のヤギ」になったのである。同法は、その依って立つ「福祉」要素に批判的な人々から批判されたばかりでない。同法の施行から三年以内に、同法改正目的のために下院歳出委員会小委員会が設けられた。この委員会は、何らの証拠を示すことなく「子ども及び少年法」は有効でないという前提で議論を進めた。歳出委員会には、少なくとも元治安判事二名、犯罪少年収容施設長一名が含まれていたが、ソーシャルワーク、ソーシャルサーヴィス関係者は一人も含まれていなかった。歳出委員会は、処罰よりもむしろ保護と支援を必要とする一群の少年がいることは肯定したが、治安判事協会の影響を受けて、少数ではあるが、社会を食い物にするしかで、巧妙な少年犯罪者がいる、裁判所が保護処分を言い渡した後でもそうであるという見解に傾いた。裁判所には効果的に対処する権限が与えられていないことが慨嘆されたのである。その論調は一九九〇年代のいわゆる「固執性少年犯罪者 (persistent juvenile offender)」に関する議論と似ていたのである。

結論として、歳出委員会は、一般威嚇の観点から、一定の犯罪者の迅速な裁判が重要であり、これには固執性犯罪者を含めること、犯罪者によっては処罰が必要であると論じた。歳出委員会の目的は、保護を必要とする子どもと、「厳格な統制と処罰の要素」を必要とする子供を区別することだったのであり、そうしなかったということで一九六九

年「子ども及び少年法」を批判したのである。

歳出委員会の活動に依りて、政府は白書『一九六九年子ども及び少年法・歳出委員会第一次報告に関する所見』<sup>(4)</sup>を公刊した。それは、施設内保護から監督、里親への転換を推奨すると同時に、非行少年の内でも少数であるが、重大犯罪少年、固執性犯罪少年への対処の仕方に懸念を表明し、これへの有効な対処が現行法には欠けていると指摘した。本白書はこれに関する具体策を提言しているわけではないが、犯罪少年群に応じた戦略が要請されることを示唆したのである。

一九七〇年代は、少年司法の分野で、一九六九年「子ども及び少年法」を支える政策とはほとんど共通性を持たない「公正モデル (Justice Model)」が、次第に優勢になり、その後半にはついに「新しい正説 (new orthodoxy)」の地位についたといっても良い状況が生じたのである。

「福祉」モデルへの主たる批判は次の四点にまとめられる。第一は、福祉モデルの奨励する治療指向介入が非効果的であると考えられたこと、第二は、保護は、意図するにせよ意図しないにせよ、刑罰より強制的であること（そして刑罰より公正でない）が明らかになったこと、第三は、福祉モデルの支柱と考えられた専門的知識がそれまで考えられていたほど重要ではないと見られるようになったこと、第四は、福祉指向は非行統制において非効果的であると主張されるに至ったこと（「社会復帰理念の衰退」と言われる）。「公正モデル」の出現の心臓部には刑罰を科すべきとする応報要求があった。尤も「公正モデル」は、刑罰は「正確且つ限定的」に科せられるべきと主張したのである。

一九七九年に圧倒的勝利をおさめた「法と秩序」を標榜する保守党政権（一九七九年―一九九七年）の出現は、このような発展を強化し、さらにはたきつけそうに思われたが、事はもつと複雑だった。確かに、保守党は選挙戦中選挙民に、労働党は犯罪を赦し、犯罪者に共感を持ちすぎると攻撃し、これとは対照的に「犯罪には断固たる態度をと

ること」、「高水準にある認知犯罪を減少させること、重大犯罪、とりわけ少年の重大犯罪の増大を抑制すること」、「少年悪党 (young thugs)」は「短期の、強烈な衝撃 (short, sharp shock)」のために短期少年院 (detention centre) に送られるべきこと、青少年保安施設 (secure places for juveniles)、青少年保護観察センター (attendance centre) の増設を訴えていた。そして一九八二年の保守党政権の手になる「刑事司法法 (Criminal Justice Act)」は一九六九年の「子ども及び少年法」の社会福祉視点を根底からひっくり返す伝統的刑事司法価値観を導入したのである。その間に、短期少年院 (detention centre) は次第に短期の非行少年再教育施設 (borstal) の性格をもつようになってきたのであるが、「刑事司法法」は、治安判事協会の要請を受け容れて、短期少年院 (detention centre) 収容をそれまでの最短三月、最長六月から最短二二日、最長四月へ短縮した。「強烈」であれば、「短く」てよいというのがその根底にある思考である。二一歳未満の者の刑務所収容は廃止された。非行少年再教育施設 (borstal) に代わって、「少年拘禁」命令が新しく導入され、少年拘禁センター (Youth Custody Centre) が設置されることになった。本命令は、裁判所の言い渡す短期四月一日長期六月の定期制裁である (短縮、仮釈放の可能性あり)。

しかし大方の予想に反して、一九八〇年代は、少年拘禁が著しく減少した時代である。「法と秩序」の十年は少年司法『革命成功』の十年だった<sup>(4b)</sup> という逆説が成り立つのである。保守党の犯罪政策は少年拘禁を激増させるのではないかという十分に根拠の有りそうな恐れは杞憂に終わったのである。「革命」を支えたのは、多部門結合機関の働き、内務省が推奨した警察による (非公式、公式の) 注意処分 (cautioning) に見られるダイヴァージョン、重大犯罪者、危険な犯罪者及び常習犯罪者を他の犯罪者から分ける分岐制度だったのである。さらに、一九八一年から一九八八年にかけて、一四歳以上一六歳以下の男子少年が一七%減少したという事実も見逃せない。

短期少年院 (detention centre) の再犯予防効果については、その評価研究から疑問が出されていたところであるし、

治安判事も短期少年院収容を言い渡すことがあまりなかった。そこで、ようやく、一九八八年の「刑事司法法(Criminal Justice Act)」が短期少年院を廃止し、「一五歳以上の少年を対象とする「少年施設収容(detention in a young offender institution)」という制裁を新設し、これに少年拘禁センター(youth custody centre)を吸収した。裁判所が制裁の期間を定めるが、内務省がその執行施設を決定する。

一九八九年の「子ども法(Children Act)」は一九六九年の「子ども及び少年法」によって創設された「保護命令(care order)」を廃止した。少年事件法廷は刑事手続きにおいて、適当と判断した場合には、地域公共団体に保護させることができたのである。一九七〇年代に、同命令は、一方で、少年が統制のできる場所におかれないことで、裁判所の意図が掘り崩されているとして治安判事により批判され、他方で、研究者から、犯罪者の「経歴」の早い段階で保護命令を用いることは潜在的犯罪負因になるとして批判されていたのである。特に後者の影響が強く、一九八〇年代には、同命令は急減していたのである。

一九九一年の「刑事司法法(Criminal Justice Act)」は少年事件法廷の名称をJuvenile CourtからYouth Courtへ変更するとともに、その人的管轄を一七歳まで広げた。その背景には次のような考えがあった。少年犯罪者の殆どが、成熟し、責任感をもつようになるにつれ、犯罪を犯さなくなる。この者には法律遵守のための激励と援助が必要である。短期間の拘禁であっても、特に、熟達の犯罪者から犯罪手口を学ぶこと<sup>(4)</sup>で、自分を犯罪者と規定するように働く。犯罪者の貼付を張られる者は、それに応じた行動をとると。同法は又少年施設収容(detention in a young offender institution)の長期を一二月に短縮したのである。

一九八〇年代から一九九〇年代初頭にかけては、サッチャーリズム(Prime Minister Margaret Thatcher. 首相在任期間一九七九年―一九九〇年)という社会的正義に敵対的な政治が席卷した時代である。当時の犯罪学研究は、少

年犯罪者の大多数は軽い、機会的そして一過的な犯罪しか犯さないこと、その年齢に特有の普遍的、通過的現象ではないことを指摘していた<sup>(5)</sup>。また、貼付理論家も、未熟且つ熱心すぎる福祉・司法介入が少年犯罪者の自己同一性と行動に負の影響を与えかねないことを強調した<sup>(6)</sup>。しかし最も影響力があったのは、拘禁介入の反生産的、損傷的効果に関する実証研究だったのである<sup>(7)</sup>。このような学界の状況が、逆説的ではあるが、時の政府の政策と親和性を持ったのである。サッチャー政権は、公共支出の大胆な抑制政策を採り、対費用効果の観点から被拘禁者の減少、拘禁に代わる代替策の促進政策を採った<sup>(7a)</sup>。サッチャー政権は、実証研究成果を拘禁抑制策の正当化のために存分に利用した。それは「ご都合主義と政治的実利主義の見事な腕前」と評されるほどである<sup>(8)</sup>。一九八八年の『緑書』<sup>(9)</sup>も、「少年犯罪者は、成熟し、責任感を持つにつれて、犯罪から抜け出るのが普通である。少年犯罪者は法遵守できるような奨励と支援を要する。短期間の拘禁ですら、少年犯罪者を犯罪者としての性向を強めるものである、もっと熟達した犯罪者から新しい技術を獲得する場合にはなおさらそうである。少年犯罪者自身犯罪者として貼付され、それに応じた行動をとる」と論じていた。そして内務省犯罪局長D・フォークナー(D. Faulkner) 在任期間：一九八二年—一九九〇年)も、「少年犯罪者に関する政策の指導原則は、拘禁を最小限にすることだったし、この政策は、その期間、認知少年犯罪の著しい減少に寄与した……と思われた<sup>(10)</sup>」と説明している。実際、一九八一年と一九九〇年の間に、拘禁制裁を科せられた少年は、七九〇〇名から一七〇〇名に低下したのである<sup>(11)</sup>。

こういった動向は次のように理解されよう。すなわち、公正と福祉についての論争は「余興」といったようなものだったのであり、新しい形態の刑罰言説・実践——協調方式(corporatism)——が少年司法の分野に新しく現れたのである。犯罪(者)の理解に代わって、犯罪者の効率的、効果的「管理統制(management)」が全面に出てきたのである。これは、「なにかあるものは効く(Something works.)」、「なにかあるもの」つまり「適量の(社会に基礎をお



く「苦痛」を賦課することの効果再発見によって正当化されたのである<sup>12</sup>。協調方式は、中央から犯罪者を効率的に管理統制する戦略を持っていたのである。それは、後に、危険評価・分類の数理統計技法が刑罰決定・運用において重要な位置を占める、新しい労働党の「新しい刑罰学 (New Penology)」<sup>13</sup>出現の予兆となった。一九八〇年代後半に現れた管理統制主義者、数理統計主義者の言説が、一九九〇年代初頭には全党派の政治家が抱く「大衆迎合的懲罰性 (populist punitiveness)」と一緒になったのである。この新しい「規律・しつけの共通感覚」が魅力をたたえていた主な理由が三つある<sup>14</sup>。第一は、懲罰性を高めると一般威嚇及び／又は無害化によって犯罪が減少するとの信仰、第二は、目下意見の一致がない又は道徳的多元主義が支配しているところで、道徳的意見の一致が見られるようになるとの期待、第三は、選挙に勝つためには「規律・しつけの共通感覚」を主張した方がよいと政治家が考えたこと、少年事件の増大、少年司法は無力であるとの考えの増大、耳目を集める少年事件から生ずる現代少年の道徳的健康度についての心配の広がり、こういったことが背景をなしていたのである。このような「法と秩序」の状況の中で、新しい労働党 (New Labour) は自分の立場を再定義しようとしたのである。新しい労働党は、公正モデルの持つ管理統制主義 (managerialism) を採用し、これに共同体主義 (communitarianism) と大衆迎合主義 (populism) を緊密に結びつけた。その結果が「新しい少年司法 (New Youth Justice)」<sup>15</sup>の出現である。イングランド、ウェールズにおける修復的正義 (司法) の進展はこういった状況の下で理解されなければならない。

労働党は、その野党の時代 (一九七九年—一九九七年) に、少年犯罪、少年司法が政権に就いた場合の優先事項であると考えており、一九九〇年代には相次いで少年犯罪に関する報告書を刊行し、一九九七年五月の総選挙直前には、投票箱を意識した『少年犯罪との取り組み、少年司法改革』<sup>16</sup>を含む三本の少年犯罪に関する意見書を発表した。これらの意見書はそれ以前に公表されていた内務省『研究報告』<sup>17</sup>、『会計検査報告書』<sup>18</sup>などの少年司法批判の影響を受けて

いた。

前者は、一四歳から二五歳の者の自己報告に基づく実証研究である。それによると、二人に一人の男子、三人に一人の女子が犯罪を一度犯したことがあることを認めた。少年の殆どが、一回か二回の軽い犯罪を犯したにすぎないが、四人に一人の男子が、過去一二月以内に一度犯罪を犯したことがあることを認め、これらの犯罪者の四分の一が過去一年以内に五回以上犯罪を犯したことを認めた。少年犯罪者の約三%が全少年犯罪の四分の一を犯した。本研究は、少年が、今まで考えられていたほどには、「犯罪から自然と抜け出る」ものではないことを示唆した。本研究には、標本数が少ないこと、方法論的に問題があること、本調査結果と矛盾する他の実証研究<sup>(19)</sup>があるにもかかわらず、第一に、少数だが、独特の少年犯罪者群がおり、これが大部分の犯罪を犯していること、第二に、裁判所を始めとする刑事司法機関の非介入によって、少年が「犯罪から自然と抜け出る」ものではないことが明らかにされたことと受け止められた。結局、本研究が示唆するのは、少年が初回の犯罪を犯す場合、その行動を変容させるためには、子どもの発達段階における危険の同定と保護要因によって犯罪行動を思い止めさせるための介入が必要だということだった。

後者の『会計検査報告書』は、大きな影響力をもつことになるのだが、イングランド、ウェイルズの少年司法制度は非経済的、非効率的及び非効果的であること、目的の明確性、方法の一貫性、機関相互の協力関係の改善、及び資源配分の重点は少年犯罪者の調査から少年犯罪者の行動への対処へと移されるべきことを強調したものである。すなわち本報告書は、上記内務省『研究報告』に依拠して、次のような問題点を指摘した、第一、少年の逮捕から裁判所における制裁に至る時間がかかりすぎる(平均四月、場合によっては一年を越える)、第二、注意処分 (cautioning) は、特定の犯罪者に多用されるほど、効果がそれだけ減ずる、第三、犯罪行動を変容させるための十分な資金と施策がない、第四、種類を異にする制裁・処分の再犯防止効果研究が希である、第五、少年犯罪者にかかわる関係機関の

相互協力が十分でなく、それぞれが異なった目的を追求している、第五、少年の犯罪を始めから防止する施策がない。

一九八九年から一九九二年は深刻な経済不況の時代だった。その間に、男子失業率は一五％に上昇し、刑務所被収容者は五万人から四万二千人に減少し、犯罪発生率はほぼ五〇％上昇した。ここに、保守党の看板題目である「法と秩序」が危機にさらされることになったのである。世論調査からも、保守党への信頼に陰が差し始めたことが分かる。M・サッチャーの跡を継いだJ・メイジャー (Prime Minister John Major. 首相在任期間：一九九〇年—一九九七年) は伝統的法と秩序主義への回帰を図った。

労働党は、一九九二年の国政選挙における惨敗を契機に、党の再建、政策の見直しを進め、その過程で、大衆迎合的懲罰性 (populist punitiveness) を無批判に受け容れ、「軟弱である (soft)」との批判を回避する作戦を立てたのである。それは、保守党の「法と秩序」政策への国民の信頼が揺らいでいる状況を最大限に利用しようとするものだった。そして一九九七年五月の国政選挙では、「新しい」労働党の目的は、労働党が犯罪者——何歳であろうと——に対する厳しいそして効率的対処のできる最善の政党であるとの印象を与えることに向けられた。犯罪に対して厳しく (tough) と語り、「もはや容赦しない (no more excuses)」と言うことで、新しい労働党は、「法と秩序」の政党になったのである。労働党は伝統的に、刑事司法を社会的正義と結びつけ、犯罪発生率の変動を経済的・社会的不平等と結びつけてきたのであるが、その立場から離れたのである。「苦境にある子ども (children in trouble)」という一九六〇年代の労働党の言葉は当の昔に忘れられてしまったのである。一九九七年六月一七日に、内務大臣は、元社会福祉事業部長で実利主義者であるN・ウォーナー (Norman Warner) を委員長とする少年司法特別委員会 (Youth Justice Task Force) を設置した。この委員会は翌年に最終報告書をまとめた。同委員会は、これらの動きを背景として制定された一九九八年の「犯罪及び公共道徳違反法」により、内務省から財政援助を受けるが、非政府機関として位置づ

けられる少年司法委員会 (Youth Justice Board) として改組、存続することとなった。同法は、—その多くは保守党の政策を引き継ぐものであるが— 懲罰的政策への転換を示している。

労働党の意見書『少年犯罪との取り組み、少年司法改革』は、政府の立法目的が「少年犯罪を予防し、威嚇しそして処罰するという点で少年司法の効果を改善する」ことにあることを明言した。さらに、「もはや容赦しない」という文言は、比較的自由主義的、実証主義的方法を排除することを意味する。「我が国の少年司法制度において、刑罰は、社会が犯罪行為を非とする合図を送り、犯罪の威嚇をする上で重要である。刑罰は、法を意図的に破る子供、少年に対する適切な反作用である。」。一九九七年一月に刊行された白書<sup>(20)</sup>は、「少年司法制度の目的、及び少年司法機関の少年への対処の仕方を律する原理の混乱、少年の福祉への配慮が、一般の人々を保護し、犯罪を処罰し、犯罪を予防することと矛盾すると見られすぎてきた。」「赦しの文化が少年司法制度内に発展してきた。少年司法はそれが非効率であることの弁明をしており、少年のとりまく社会環境の故に、どうしようもなくその行動に出たのだということを暗示することで、少年犯罪者を赦すことが多すぎる。少年は自分の行動に正面から取り組むこともほとんどないので、自己の行動にもつと責任をとらせるようにすべきである。」と論じたのである。<sup>(21)</sup>

(つづく)

注

(1) M. Wright, Restorative justice: for whose benefit? in: The European Forum for Victim-Offender Mediation and Restorative Justice (ed.), Victim-Offender Mediation in Europe, 2000, pp. 19ff.; the same, Restoring Respect for Justice, 199, pp. 165ff.

(2) 本節は主として以下の文献に依拠した。T. Newburn, Crime & Criminal Justice Policy, Second edition, 2003, pp. 187ff.; A. Crawford, T. Newburn, Youth Offending and Restorative Justice, 2003, pp. 6ff.; L. Gelstorp, A. Morris, Restorative youth

- justice The last vestiges of welfare?, in: J. Muncie, G. Hughes and E. McLaughlin (ed.), *Youth Justice Critical Readings*, 2002, pp. 238ff.; B. Goldson, *New punitiveness The politics of child incarceration*, in: J. Muncie and others (fn. 2), pp. 386ff.; M. Cavadino, J. Dignan, *The Penal System An Introduction*, Third edition, 2002, pp. 284ff.
- (2a) S・ン・フリースは当時の事情を次のように説明している、「刑罰改革は恵まれない子供の権利と保護という人道的配慮からのものである。……世紀の変わり目頃から、実際は、人々の議論と政府報告の最大関心事は反抗的な労働者階級少年を統制し、矯正することだったのである。……世紀の変わり目頃から、矯正院は、システムにキリスト教の男らしさというパブリックスクール精神と愛国的義務を吹き込むようになった刑務行政官という専門職集団にまかす支配されたのである」(S. Humphries, *Hooligans or Rabals? An Oral History of Working Class Childhood and Youth 1889-1939*, 1981, p. 212).
- (3) Home Office, *The Child, The Family and the Young Offender* (HMSO), 1965.
- (4) Home Office, *Children in Trouble* (HMSO), 1968.
- (4a) Home Office and others, *Children and Young Persons Act 1969: Observations on the Eleventh Report of the Expenditure Committee* (HMSO), 1976.
- (4b) A. Rutherford, *Growing out of Crime: Society and Young People in Trouble*, 1986, p. 57.
- (4c) Home Office, *Punishment, Custody and the Community* (HMSO), 1988, paras 2.17-2.19.
- (5) J. Pitts, *The Politics of Juvenile Crime*, 1988, p. 133; F. Dinkel, *Legal Differences in Juvenile Criminology in Europe*, in: T. Booth (ed.), *Juvenile Justice in the New Europe*, 1991, p. 23.; the same, *Current Directions in Criminal Policy*, in: W. McCaerney (ed.), *Juvenile Delinquents and Young People in Danger in an Open Environment*, 1996, p. 37.
- (6) J. Blackmore, *Delinquency theory and practice: A link through IT, Youth and Policy* No. 9, 1984.
- (7) J. Pitts, *Working with Young Offenders*, 1990.
- (7a) J. Pratt, *A revisionist history of intermediate treatment*, *British Journal of Social Work*, vol. 17 (1987), pp. 417ff., p. 429.
- (8) B. Goldson, *Youth (In)Justice: Contemporary Development in Policy and Practice*, in: B. Goldson (ed.), *Youth Justice: Contemporary Policy and Practice*, 1999, pp. 1ff., p. 5.
- (9) Home Office, *Punishment, Custody and the Community*, 1988, paras. 2.17-2.19.
- (10) B. Goldson, (fn. 8), p. 6.

- (11) Home Office, Criminal Statistics in England and Wales, 1991.
- Children's Society Advisory Committee on Juvenile Custody and its Alternatives, A False Sense of Security: The Case Against Locking Up More Children, 1993. これによると、一九八五年から認知少年犯罪者数は三七%低下した。これは一部人口動態の変化による、少年人口が二五%減少したからである。しかし人口十万人あたりの認知少年犯罪者数も、一九八〇年の三二三名から一九九〇年の二六一六名へと、一六%減少した。一九八〇年には少年犯罪が全犯罪の三二%を占めたが、一九九一年には二〇%へと減少した。
- (12) J. Pratt, Corporatism: The Third Model of Juvenile Justice, *British Journal of Criminology*, 29 (39), 1989, pp. 236ff.; D. Smith, Corporatism and the New Youth Justice, in: B. Goldson (ed.), *The New Youth Justice*, 2000, pp. 129ff.; D. Garland, The Limits of the Sovereign State, Strategies of Crime Control in Contemporary Society, *The British Journal of Criminology*, Vol. 36, No. 4, 1996, pp. 445ff., pp. 455f.
- (13) M. Feeley, J. Simon, Actuarial Justice: The Emerging New Criminal Law, in: D. Nelken (ed.), *The Futures of Criminology*, 1994, pp. 173ff.; M. Feeley, The New Penology: Notes on the Emerging Strategy of Corrections and its Implications, *Criminology*, Vol. 30, No. 4, 1992, pp. 449ff.
- I. Brownlee, New labour - New penology? Punitive Rhetoric and the Limits of Managerialism in Criminal Justice Policy, *Journal of Law and Society*, Vol. 25, No. 3, 1998, pp. 313ff., pp. 322ff. この論文によると、「新しい刑罰学」と数理統計技法、管理統制との関係は次の通りである。「新しい刑罰学」によれば、刑法は公式、非公式の社会統制手段の一つにすぎない。刑法は、その焦点を、個人悪行者から犯罪行動の類型と量(集合体)に移すべきである。刑事司法システムそれ自体の維持とその機能効率が追求されるべき内在的価値である。犯罪の除去、威嚇予防、犯罪者の社会復帰といった刑事司法外在的社会的目的は排除される。したがって、危険性による犯罪者群の同定、分類、管理統制ほどには、犯罪者の診断、治療には関心が向けられない。「新しい刑罰学」に影響を及ぼしたのが、経済学理論の「危機管理(risk management)」数理統計技法を刑事司法政策へ反映させようとした「法と経済学運動」である。このような思考に裏打ちされた刑事司法、刑罰学は「数理統計司法(actuarial justice)」、「数理統計刑罰学(actuarial penology)」とも呼ばれる。
- 「新しい刑罰学」は、公営企業の「管理統制主義(managerialism)」とか、「新しい公共経営(the new public management. NPM)」といったもつと一般的な政策環境の中で築かれてきた。政府、裁判所はサーブイスの支配人(manager)に変えられ、市民はこのサー

「クライアント」(client)、「消費者」(consumer)に転換される(N. Lacey, *Government as Manager, Citizen as Consumer: The Case of the Criminal Justice Act 1991, The Modern Law Review*, July 1994, pp. 534ff.)。NPMは「新しい刑罰学と言説を共有し、新しい刑罰学」にその働き場所である公営企業部門活動を組織し、管理する技術を提供する。刑罰学の主要な目的は、刑事司法システムを最小限の費用で維持しながらも、永久に危険な下位集団を管理統制することであり、その場合、競争、生産単位の分解、刺激と結びついた業績評価を基調とする商業的解決を強調するNPMが刑罰学に有益な手段を提供する。

- (14) A. E. Bottoms, *The Philosophy and Politics of Punishment and Sentencing*, in: C. Clarkson, R. Morgan (ed.), *The Politics of Sentencing Reform*, 1995, pp. 17ff.
- (15) B. Goldson (ed.), (fn. 12).
- (16) Labour Party, *Tackling Youth Crime, Reforming Youth Justice*, 1996 (予防「威嚇」処罰の重要性「犯罪への伝統的な自由主義的」実証主義的取り組みの排除を強調している)。「Tackling Delays in the Youth Justice System, 1996 (管理統制」効率の改善」迅速な裁判を強調している)。「New National and Local Focus on Youth Crime, 1996 (犯罪統制への中央統制と地域自治団体の積極的関与を強調している)。

- (17) J. Graham, B. Bowling, *Young People and Crime*, Home Office: Research Study 145, 1995.
- (18) Audit Commission, *Misspent Youth*, 1996.
- (19) A. Hagell, T. Newburn, *Persistent Young Offenders*, 1994.
- (20) Home Office, *No More Excuses - A New Approach to Tackling Youth Crime in England and Wales*, November 1997.
- (21) L・ジェルストホープ、A・モーリス及びB・ユウルトサンによると、「新しい労働党の少年犯罪政策には次のような社会的背景がある。L. Gelsthorpe, A. Morris, Much ado about nothing - a critical comment on key provisions relating to children in the *Crime and Disorder Act 1998, Child and Family Law Quarterly*, Vol. 11, No. 3, 1999, pp. 209ff.; B. Goldson, (fn. 8) 一九九〇年代には「子供概念の崩壊」子供の無規律「少年の無法行為(一九九一年に「Blackbird Leys (Oxford), Ely (Cardiff), Meadowell estate in Tyneside」で少年暴動が起こった。多くの場合、警察官が少年の暴走行為を止めようとしたことがきっかけとなった。)というものが一般の人々、政治家の間で言われるようになったが、「手に負えない少年」という嘆きは何も新しいことではなく、ただ一九九〇年代にジェイムズ・バルガー (James Bulger) 事件と固執性少年犯罪者 (persistent young offender) への恐怖が報道によって駆り立てられたこと (例えば「Daly Mail on 10 September 1992, Daly Express on 9 September 1992, Daly Star on 30 November 1992)

によって再燃したことが指摘されている。

すなわち一九九三年二月一二日、ジェイムズ・バルガー(二歳)が二人の少年(いずれも十歳。後に、謀殺罪の廉で起訴された。)によってショッピングセンターから誘拐され、マースイサイドはブートゥルで殺害されたのであるが、この悲劇は国内、海外で大きく報道され、激しい議論を巻き起こした。この事件は国内にある種の集団的激痛を促進し、社会的腐敗と道徳の崩壊の徴表として、親が自分の子供を恐れる原因として、そして少年犯罪に関連した政府の対策を強力に押し進めるものとして捉えられたのである。報道機関によって鼓吹された議論は、十歳の少年の内部にある「悪」を明らかにすること、ビデオのホラー映画が少年の行動に及ぼす影響(ホラービデオChills Play<sup>3</sup>が本件犯行手口に似ていた)、子供がますますほったらかしにされる傾向、要するに少年の「無邪気さの喪失」に集中した。したがって悪い子供は現代の症状であると思われる、ジェイムズ・バルガーに対する悲嘆は子供の理念の喪失に対する悲嘆であった。親、特に独身の親はこれらすべてのことと関連づけられたし、今でも関連づけられている。

バルガー事件から数週間たつてから、子どもの固執性犯罪行動に関心が移つたのである。新聞報道の関心は、単発事件の恐怖から、郊外で略奪行為を行い、学校や刑事司法機関の統制をあざける若者の群への恐怖へと徐々に移行した。

しかし固執性少年犯罪行動を実証する研究結果はないことが指摘される。A・ヘイジェルとT・ニューバーンの研究によると、固執性少年犯罪者群と呼ばれるべき独特の群は見いだされなかったし、固執性少年犯罪者が重大犯罪を犯すという顕著な現象も見られなかった。A. Hagell, T. Newburn, *Persistent Young Offenders* (Policy Studies Institute), 1994.

更に、少年犯罪、とりわけ子供犯罪に減少傾向が見られることも指摘される。例えば、一〇歳から一四歳の男子少年で有罪判決または注意処分を受けた者の人口十万人あたりの割合は、一九八三年の二九二六六から一九九三年の一六八六六に減少した。女子少年では、九四一人から六二一人に減少した。この時期に犯罪を犯した殆どの子供について、警察はダイヴァージョンを選択した。例えば、一九九三年には、男子の九〇%、女子の九七%がそうである。裁判所に送られたその少数の者も免責(discharge)されたのである。これまた犯罪が軽いものであったことを意味する。例えば、一九九三年に少年刑事法廷が扱った一〇歳から一四歳の男子少年のほぼ半分、同年齢層の女子の三分の二強が免責された。したがって子供犯罪、固執性子供犯罪者に関する道徳恐慌状態の多くはその場を間違っていたといえる。

しかし如何に真実からかけ離れた議論であれ、この二つの「危機」が「内敵(enemy within)」である少年犯罪への恐怖を改めて喚起したことに間違いはなく、一九九〇年代の立法は否応なくこのことを物語っている。そしてそれは、制度改革が往々にして政治家や政府高官の綿密な事実分析に基づくものでなく、世間の注目を引く事象への刹那的対応である(A. Bottoms, S. Stevenson, *What*



Went Wrong? Criminal Justice Policy in England and Wales 1945-70', in: D. Downes, (ed.), *Unravelling Criminal Justice*, 1992, pp. 23f.) ことの例証でもある。「バルガー事件」から三ヶ月後、改造内閣で内務大臣に任命されたM・ハワード (Michael Howard) は、「自己中心的高慢な若いならず者の一団……年齢を除けばすべての点で大人である……効果的処罰を免れるために年齢を用いる」とはもはやできない……投獄される」と述べて、「懲罰的大衆迎合主義 (populist punitiveness)」の方針を公にした (Daily Mail, 3 June 1993)。一九九四年の「刑事司法と公共秩序法 (Criminal Justice and Public Order Act)」は主として少年にかかわる規定を含んでいたのだが、子どもに関係する規定をも含んでいた。少年犯罪者に携わる実務家の反対にもかかわらず、保安訓練命令 (Secure Training Order) が新設された。その対象者は一二歳以上一四歳以下の固執性少年犯罪者である (一九九三年三月に、内務大臣K・クラーク (Kenneth Clarke) は一二歳以上一五歳以下を提案していた)。その長期は二年であり、その前半一年は拘禁施設で執行され、後半一年は社会内監督の下で執行される。少年施設収容 (detention in a young offender institution) の長期が一年から二年に引き上げられた。長期拘禁が拡大された。それまで、一四歳から一七歳の少年に適用可能だった治安判事による長期拘禁が、一〇歳から一五歳の少年が犯した女性への強制猥褻行為にも拡大されたのである。実に、前者は、一九七〇年代への回帰ではなく、一九〇八年「*トウモロコシ法*」への回帰を意味したのである (A. Rutherford, *One year on, HLM The Howard League Magazine*, Issue 1, 1995, p. 58.)。

新しい労働党の「家庭」重視の少年犯罪対策に、少年非行実証研究、新古典派犯罪学、共同体主義が影響を及ぼしたことも指摘される。J. Muncie, *Pragmatic Realism? Searching for Criminology in the New Youth Justice*, in: B. Goldson (ed.), (fn. 5), pp. 14ff., pp17ff. 新しい労働党は、当初、少年犯罪者の福祉の必要事が社会の犯罪からの保護を凌駕しうるものではないと論じながらも、保守党の「法と秩序」政策からの差別化を図る観点から、犯罪の社会的・経済的原因 (親業、ずる休み、薬物濫用、少年用施設の欠如、ホームレス、無職、定収入、不景気等) との取り組みを重視していた。J. Straw, A. Michael, *Tracking the Causes of Crime: Labour's Proposals to Prevent Crime and Criminality*, 1996. しかしその後、白書『*もはや容赦しない*』(一九九七年)が明らかに示しているように、犯罪原因が親業、ずる休み、遊び仲間にと絞られたのである。その背景として先ず、ケンブリッジ大学犯罪学研究所が、一九六一年から始めた四十一名の労働者階層に属する八歳の子供の非行に関する長期追跡研究結果がある。それは将来の犯罪を予測する上で重要な六因子を挙げた。①社会・経済的欠乏 (例えば、低家族収入、劣悪な住まい)、②貧弱な親業と家庭内不和、③犯罪、反社会的家族、④低知能と落第、⑤過剰運動反応、衝動性、注意欠損及び⑥反社会的行動 (例えば、大酒のみ、薬物使用、性的乱交がそれである。ここには多様な社会的、人格的「危険要因」が挙げられているが、論者自身は「家庭の機能不全」を強調した

のべき。D. Farrington, Human Development and Criminal Careers, in: M. Maguire, R. Morgan and R. Reiner, (ed.), The Oxford Handbook of Criminology, 1994.; D. Farrington, Understanding and Preventing Youth Crime, Social Policy Research Findings, no. 93, 1996.; D. Farrington, G. Barnes and S. Lambert, The Concentration of Offending in Families, Legal and Criminological Psychology, vol. 30, no. 4, pp. 452ff.

新古典派犯罪学も、「親業の欠陥」を指摘する。J・Q・ウィルサンによると、犯罪と貧困は関係がないのであり、衝動性、他人を顧慮しないといったことが犯罪の主要因であり、これらは「機能不全の家庭」に見られる。しかし同時に、犯罪は選択の所産であり、それは犯罪行為の費用と利益に関する犯罪者の認識に基づくことが強調される。J. Q. Wilson, Thinking about Crime, 1975.; J. Q. Wilson, R. J. Herrnstein, Crime and Human Nature, 1985. M・R・ゴットフレッドサン等も次のように論ずる。犯罪行動の主要因は自己統制の欠如にある。これは自分の行為の結果に関する計算に影響を与える要因に由来する。それは主として社会化に基づく。自己統制低下の主要因は、効果のない育児、親の監視が行き届かないこと、母親の就労、崩壊家庭、要するに、家庭における規律・しつけの欠如であると。M. R. Gottfredson, T. Hirschi, A General Theory of Crime, 1990. しかし「責任ある親業」や「親業の欠損」の主張は保守的イデオログの専売特許ではない。労働党の政策に影響力のあるA・エッチオーニの共同体主義も、犯罪の主たる原因が家庭内にあること、道徳の基礎は家庭内で築かれるべきことを説いている。A. Etzioni, The Spirit of Community, 1995.; G. Hughes, Communitarianism and Law and Order, Critical Social Policy, vol. 16, no. 4, 1996, pp. 17ff. 国政選挙前に、後に内務大臣になるJ・ストロー (J. Straw) は、「善と悪の区別を学び、社会的に受け容れられる行動をすることができるようになるのは、子どもの時である……しかし親が自分の責任をしっかりと自覚していないことが多すぎる」と論じていた (J. Straw, A. Michael, (fn. 21))、内務大臣に就任後も、「破りたいことは、今まで発展してきた赦しの文化である……我々の誰もが我が子に対する責任を回避してはならない。自らの責任を受け容れる親を持つべきである。親が早くそうなればなるほど、子どもは良くなる」と論じた (The Guardian, 26 September 1997)。政権に就くや、T・ブレアー (Tony Blair, 首相在任期間: 一九九七年—) 首相も次のように述べた、「強く勝つ安全な社会を望むということは、その土台そのもの、つまり家庭生活を無視しては、無理なことである。これは個人の私生活について説教をたれることではない。大きな社会的問題がここにある……十代の女性が毎年ほぼ十万人妊娠している、家族が対処できない初老の親、尊敬し学ぶことのできる役割モデルを持たずに成長する子供、ますます増え、深刻化する貧困、増大する犯罪、増大する休みの、教育機会の無視、そして分けても不幸の増大。政府の政策のどの分野も家庭生活への影響度との関係で調べることにする。どのようにして我々の家庭を強くするかを認識するために、あらゆる政策を調べ、あらゆる先取的行動を試み、あ

らゆる手段を尽くす。」(The Guardian, 1 October, 1997)。このレトリックから看取できることは、婚姻関係にある、異性の両親、夫が一家の稼ぎ手という伝統的家族像であり、母親だけによる子育ては社会的無秩序の主要な予兆であるという考えである。